主要部品・材料一覧表の記載について

（一財）電気安全環境研究所
電力技術試験所
パワーコンディショナ試験センター
2026 年 10 月 1 日

1. 記載対象となる部品の例

主要部品・材料一覧表には、製品の安全性・性能に影響を及ぼす可能性のある構成部品を記載してください。
以下は、記載対象となる部品の例です。

- ・感電保護、絶縁、防塵、防水、防湿などに関係する外郭および部品
- ・プリント基板、絶縁シート
- ・端子台、接地線を接続する端子、内部配線（絶縁電線）
- ・開閉器、接続器、スイッチなど
- ・パワー半導体デバイス（IGBT、FET、ダイオードなど）
- ・巻線を用いた部品（絶縁トランス、コイル・リアクター、ラインフィルタ、リレー、CT など）
- ・ヒューズなどの保護素子、ヒューズホルダ、サーミスタ、保護回路部品
- ・ファン、ファンモータ、フェライトコア、ヒーター（電熱装置）
- ・絶縁をまたぐ部品（絶縁トランス、フォトカプラ、絶縁 IC、コンデンサ、抵抗など）

上記以外の部品であっても、製品の安全性または性能に影響を及ぼすものについては記載ください。
なお、JET が必要と判断した場合には、上記以外の部品についても追加で記載をお願いすることがあります。

2. 記載時の注意事項

システムが複数のユニットで構成されている場合は、ユニットごとに分けて記載してください。

内部配線やフェライトコアなどについては、どの部分に使用されているか分かる様に配線図などに使用箇所を図示してください。併用部品がある場合は、併用部品についても記載してください(必要に応じて、併用部品で試験を実施する場合があります)。

全体ブロック図、配線図、回路図等と主要部品・材料一覧表及び提出資料等に記載されている記号・各名称等は齟齬がないように統一して記載をお願いします。

3. 主要部品・材料一覧表の記載例

構造試験適用規格により、下記 A または B の記載例に従い作成してください。
高圧系統連系保護装置の認証については、A を適用願います。

記載例 A：JETGR0002-1「1.構造試験」【システムに蓄電池などを含まない場合】
適用規格：電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八

- ・記載例「主要部品・材料一覧表 A 」に従い、必要事項を記載してください。
- ・部品は、「基板外部品」と「各基板に実装される部品」に分類し、複数の基板で同一部品を使用している場合は、基板ごとに部品を記載し、部品番号で識別できるようにしてください。
- ・CMJ 登録品を使用している場合は、その旨および登録番号を記載してください。<PS>E 品を使用している場合は、期限が有効な認証書を添付してください。
- ・絶縁階級および絶縁物の使用温度上限については、適用規格に従い、技術的データを記載してください。
- ・部品の仕様や材料などを確認するため、仕様書などの部品資料を添付してください。添付資料は、一覧表に記載した各部品との対応が分かるようにナンバリング等してください。

記載例 B：JETGR0002-1「1.構造試験」【システムに蓄電池などを含む場合】
適用規格：JIS C 4412

- ・記載例「主要部品・材料一覧表 B」に従い、必要事項を記載してください。
- ・部品は、「基板外部品」と「各基板に実装される部品」に分類し、複数の基板で同一部品を使用している場合は、基板ごとに部品を記載し、部品番号で識別できるようにしてください。
- ・部品認証を取得している部品については、認証番号を記載し、期限が有効な認証書類、または認証品であることが確認できる資料も添付ください。特に基礎絶縁、強化絶縁、二重絶縁を要求する箇所の部品、橋絡する部品については、認証部品であることの確認が必要になります。
- ・部品の仕様や材料などを確認するため、仕様書などの部品資料を添付してください。添付資料は、一覧表に記載した各部品との対応が分かるようにナンバリング等してください。

以上